

法教育推進協議会 第42回会議 議事録

第1 日 時 平成30年7月6日（金） 自 午後1時35分
至 午後3時33分

第2 場 所 東京地方検察庁刑事部会議室

第3 議 題 (1) 小中学生向け視聴覚教材・高校生向け教材の作成について
(2) 法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について

議 事

唐澤官房付 開始時刻に遅れまして大変恐縮でございます。

それでは、第42回法教育推進協議会を開催させていただきたいと思っております。

平成28年12月に開催された第41回の会議後、当時の委員の皆様が任期が満了となっております。そのため、今回は再任の方を含め新しい委員の方々で行う初めての会議となります。そこで、座長が選任されるまで、事務局、私、唐澤と申しますが、私の方で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本来であれば、この開会に当たりまして法務省大臣官房司法法制部長の小出から委員の皆様へ御挨拶申し上げるところでございますが、本日は急遽所用のため欠席とさせていただきますので、私から小出の挨拶を代読させていただきたいと存じます。

それでは代読申し上げます。

昨年9月に司法法制部長を拝命いたしました小出でございます。開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本協議会における議論等を通じ、日頃から、法教育の推進に御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

また、昨年度は本協議会の開催がございませんでしたので、本日は、新しい委員の皆様をお迎えして、初めての協議会となりますが、法教育の推進に御理解を賜り、新しく委員をお引き受けいただいたことに、心より御礼申し上げます。

御案内のとおり、本協議会は、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、法教育の在り方について大局的な観点から指針をお示しいただくという重要な役割を担っていただいております。これまでも、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向けた法教育教材の作成を含め、法教育の普及・推進のための大きな方向性を示していただけてきたところでございます。

今般、教材作成部会で御検討いただいております小学生向け視聴覚教材が完成し、本日は協議会の委員の皆様へ御視聴いただくこととなりました。先日、私も視聴いたしました。ホウリス君も随所に登場し、児童の興味を引く、完成度の高い教材ができ上がったと思っております。

また、同部会においては、現在、中学生向け視聴覚教材及び高校生向け冊子教材の作成に向けて御検討いただいているところでありますが、こちらについても大いに期待しているところでございます。

小学校、中学校、高等学校の新しい学習指導要領が2020年度から順次全面実施されるほか、2022年4月には成年年齢の引下げを含む改正民法が施行されるなど、今後ますます法教育の重要性が高まっていくものと思われま。

社会に、真の意味で法教育が根付き、国民一人ひとりが法的なものの考え方を身に付け、自由で公正な社会の担い手となるためには、教育関係者、法曹三者等による地道な取組が重要であり、その意味でも本協議会の果たすべき役割は非常に大きなものであると考えております。

本日も、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、法教育の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願申し上げます。

以上でございます。本日は小出が欠席となりまして、大変申し訳ございません。

続きまして、今回新たに委員に御就任いただいた方もおられますので、御紹介申し上げます。

まず、文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官の小栗委員でございます。

小栗委員 小栗です。よろしくお願いいたします。

唐澤官房付 続きまして、東京大学大学院法学政治学研究科教授の佐伯委員でございます。

佐伯委員 佐伯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

唐澤官房付 日本弁護士連合会市民のための法教育委員会委員長の野坂委員でございます。

野坂委員 野坂でございます。よろしくお願いいたします申し上げます。

唐澤官房付 最高検察庁総務部長の廣上委員でございます。

廣上委員 廣上でございます。よろしくお願いいたします。

唐澤官房付 なお、本日は御欠席ではございますが、最高裁判所事務総局総務局第一課長の平城様にも新たに委員に御就任いただいております。

それでは、続きまして座長の選任に移りたいと思います。

まず、ここで、どなたか適任の方の御推薦を賜りたいと思いますが、皆様の中で御推薦ございますでしょうか。

江口委員 私から推薦で、昨年まで小粥先生がなさっていましたので、小粥先生にお願いしたいと思っております。

唐澤官房付 ただいま江口委員から小粥委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、小粥委員に座長をお願いすることと決まりました。

これから先の議事進行については、座長に選任された小粥委員にお願いしたいと思います。

小粥委員、どうぞこちらの席にお移りいただきたいと存じます。

小粥座長 座長を拝命した小粥でございます。皆様の御指導をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

配布されております議事次第を御覧いただけますでしょうか。本日は二つの議事を予定しております。

一つ目の議題は、教材作成部会で進めております小中学生向け視聴覚教材と高校生向け法教育教材の作成についてでございます。これまで小中学生向けの視聴覚教材と高校生向けの冊子教材につきまして、教材作成部会において検討が行われてきたところでございます。それぞれにつきまして御担当の委員からの御報告と意見交換等を予定しております。

二つ目の議題は、法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等についてでございます。ここ数年、法教育教材の作成等を中心に活動を進めてきたところでございますが、更なる法教育の推進に向けて来年度以降に取り組むべき事項等について、委員の皆様にお話しを願いたく存じます。

議事を進めるに当たりまして、事務局から配布資料等の説明をお願いいたします。

千葉部付 司法法制部の部付の千葉と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、事務局の私から配布資料等の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、皆様方のお手元でございます資料目録というつづりを御覧ください。こちらに基づいて説明させていただきたいと思っております。

資料目録の資料1，こちらは本年7月現在の法教育推進協議会の委員名簿でございます。冒頭，事務局の唐澤から御紹介いたしました委員の交代等を反映したものとなっております。

資料2，こちらは本年5月現在の教材作成部会の委員名簿でございます。

資料3，こちらは小中学生向け視聴覚教材の骨子でございます。前回，平成28年12月に開催いたしました第41回協議会で承認いただいたものでございまして，これを踏まえて作成いたしました小学生向け視聴覚教材につきまして，後ほど教材作成部会の委員でいらっしゃいます磯山委員から御説明いただく予定としております。

資料4，こちらは中学生向け視聴覚教材の骨子（案）でございます。資料3の小中学生向け視聴覚教材骨子を踏まえ，小中学生向け視聴覚教材作成グループにおいて作成されたものであり，後ほど磯山委員から御説明いただく予定でございます。

資料5，こちらは高校生向け教材の骨子でございます。前回の第41回協議会で承認いただいたものであり，これを踏まえて現在，教材作成が進められているところでございます。後ほど教材作成部会の委員でいらっしゃいます橋本委員から，作成状況等について御説明いただく予定としております。

資料6，こちらは法務省のホームページに掲載されました第58回「法の日」週間記念行事，法の日フェスタの開催報告でございます。法教育の普及に向けた取組の一環としての活動でございまして，後ほど二つ目の議題におきまして改めて事務局より御説明させていただきたいと思っております。

資料7は，本年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2018」，いわゆる「骨太の方針」の中で法教育に関する記述がされている部分の抜粋でございます。

資料8は，本年2月に法務省を含む関係省庁で決定されました「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」でございます。

資料9は，本年3月に告示されました次期「高等学校学習指導要領」の抜粋でございます。

なお，資料7と資料8につきましては，二つ目の議題におきまして，現在の法教育を取り巻く環境について御説明させていただき中，改めて事務局より御説明させていただきたいと思っております。

資料9につきましては，後ほど高校生向け教材の作成状況等の御説明の際に，必要に応じて適宜御参照いただければと存じます。

このほか，委員の皆様のお手元には，席上配布資料1から5までを配布させていただいております。こちらにも順に説明させていただきます。

席上配布資料1につきましては，これは小学生向け視聴覚教材完成シナリオの抜粋でございます。後ほど，この該当部分の動画を御視聴いただく予定としておりますので，その際に御参照いただければと存じます。

席上配布資料の2，こちらは，中学生向けの冊子教材でございます。本日の議事の一つであります中学生向け視聴覚教材について御議論いただく際の御参考にしていただければと存じます。

席上配布資料の3は，現在教材作成部会で作成されている高校生向け法教育教材の案でございますので，後の議事の中で御参照いただければと存じます。

席上配布資料の4は，平成29年6月に取りまとめられました自民党政務調査会司法制度調査会の最終提言でございます。なお，こちらにつきましては，二つ目の議題におきま

て、現在の法教育を取り巻く環境について御説明する中で改めて御説明させていただきます。

席上配布資料5につきましては、これも二つ目の議題であります法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等についてに関する協議事項であり、御議論いただく際に御参照いただければと存じます。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお声かけいただくようお願い申し上げます。

小粥座長 ありがとうございます。

席上配布資料を除く配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定としております。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

一つ目の議事は、「小中学生向け視聴覚教材と高校生向け教材の作成について」でございます。教材作成の進捗状況等につきまして、小中学生向け視聴覚教材作成グループと高校生向け教材執筆グループのそれぞれから御報告をいただきます。

まずは、小学生向け視聴覚教材につきまして、先ほど事務局からも御説明いただきましたとおり、資料3の小中学生向け視聴覚教材骨子を踏まえ、視聴覚教材の作成を進めていただいておりますが、今般完成したということでございますので、磯山先生から御報告をお願いいたします。

磯山委員 よろしくをお願いいたします。

それでは、小中学生向け視聴覚教材作成グループにおける小学生向け視聴覚教材の作成について御報告いたします。

関連の資料は、先ほどから伝えられております資料3と席上配布資料1になります。

視聴覚教材作成グループにおいては、前回の協議会以降、7回にわたって協議を行って、小学生向け視聴覚教材の作成を行ってまいりました。小学生向け視聴覚教材は、前回の協議会で御了承いただいた骨子に従い、冊子版教材の中から五つの題材を映像化し、小学校3年生、4年生向け教材として「友だち同士のけんかとその解決」、「約束をすること、守ること」の二つを、小学校5年生、6年生向け教材として「もめごとの解決」、「情報化社会における表現の自由と知る権利－情報の受け手・送り手として－」、「インターネットの便利さと注意事項」の三つを、それぞれ約15分程度のアニメーションにより作成しています。

映像化に当たっては、各題材を導入部分、展開部分及び解説部分から構成し、それぞれを映像チャプターとして分けることで、映像全てを視聴することはもちろん、授業の中で児童の理解度や話合いの状況を見ながら、選択的に映像チャプターを使用することができるようにしています。また、教材作成の過程では、実際に試作品を用いて小学校で試行授業を実施し、その結果を踏まえアニメーションやせりふに必要な修正を行っております。

試行授業につきましては、私が所属する静岡大学教育学部の附属静岡小学校のほか、教材作成部会の委員である櫻井正義先生が所属する東久留米市立本村小学校において実施するとともに、同じく教材作成部会の委員であり東京都立豊島高等学校長である大山敏先生に紹介していただいた都内の小学校にも御協力をいただいております。このようにして視聴覚教材が完成いたしましたので、本日は、映像化した題材の中から「約束をすること、守ること」の一部を御視聴いただきたいと思います。

これから、約15分で構成されている教材のうち5分程度を御視聴いただきますので、題材の内容について若干補足させていただきます。お手元に、これから御視聴いただく映像のシナリオを抜粋したものを席上配布資料1として配布させていただきましたので、適宜御参照ください。

この題材では、身近な貸し借りをめぐる事例を通して、約束をすること、守ることについて理解を深め、契約に関する基礎的な理解を体得させることを学習目標として、冊子版教材にある二つのパターン、返還期限の合意が不明確なまま貸し借りした事例と、貸主が期限前に返還を求めてきた事例を映像化しています。また、更に発展的な内容として一步踏み込んだ授業ができるよう、借りた側がゲームソフトを大切に扱っていなかった場合に、例外的に合意した返還期限より前に返還を求めることができる事例についても映像化しています。

それでは、早速ですけれども、これから題材の一部を御視聴いただきますので、準備をお願いします。よろしくお願いします。

(視聴覚教材上映)

磯山委員 いかがでしたでしょうか。

議論の中では「欲張りホウリス君」と揶揄されながら、非常に膨大なせりふをしゃべりまくるホウリス君のせりふを精選することにとっても苦労してまいりましたが、その努力の結果として、とても分かりやすい教材ができたと思っています。

作成しました視聴覚教材につきましては、本月第2週をめどに法務省ホームページで公開する予定としているほか、今年度末には教材をDVDに格納したものを全国の教育委員会などに配布することができるよう準備を進めております。また、今後は、完成した視聴覚教材を学校現場において幅広く活用していただけるよう、本教材を使用した授業の実践報告をまとめ、いわゆるモデル授業例として、これを順次法務省ホームページにおいて公開する取組も進めていく予定としております。

以上をもちまして、小学生向け視聴覚教材の完成報告とさせていただきます。ありがとうございます。

小粥座長 磯山先生、ありがとうございました。

ただいま磯山先生から御報告いただきました小学生向け視聴覚教材につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

まず、私からお尋ねいたしますが、小学生といっても1年生から6年生までであると思うのですけれども、大体どの辺りを念頭に置かれた教材なのでしょう。

磯山委員 3、4年生と5、6年生で、今上映したものは3、4年生です。

岩崎委員 カリキュラム上はどこで行うことを想定していらっしゃるのでしょうか。

磯山委員 社会科を中心に進められてきたものではありませんが、学習指導要領の改訂に合わせて、特別活動や総合的な学習の時間等も含めながら教科横断的にできるように考えています。ですので、3、4年と5、6年というふうに、ちょっと学年の幅を広目にとっています。社会科では、例えば「情報化社会における表現の自由と知る権利」というのは、現行学習指導要領で情報化した社会の様子と言われている部分や、新学習指導要領で我が国の産業と情報との関わりと言われている部分を想定しています。

紛争解決については、国民の司法参加、裁判員裁判の部分と関連しています。小学校用の冊子教材に詳しく説明があると思います。お渡しします。

小粥座長 それでは、岩崎先生には、今資料を御覧いただくということによろしゅうございますか。

そのほかにいかがでしょうか。

よろしければ、小学生向けの視聴覚教材につきましては完成をしたということで、法務省ホームページでの今後の公開と、それから全国の教育委員会等への配布等を通じて事務局である法務省を中心に利用促進を図っていただくということにしたいと存じますけれども、それによろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、中学生向けの視聴覚教材及び高校生向け法教育教材の方に話題を移させていただきます。

中学生向けの視聴覚教材の作成につきましては、お手元の資料3の小中学生視聴覚教材の骨子を踏まえて教材作成部会において検討が進められ、今回は資料4の骨子（案）が作成されております。これにつきましても磯山先生から御説明をお願いいたします。

磯山委員 あわせて、机上に「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」という冊子がありますので、そちらも御覧ください。

では、続きまして、小中学生向け視聴覚教材作成グループにおける中学生向け視聴覚教材作成の進捗状況について御報告いたします。

視聴覚教材作成グループでは、資料3の小中学生向け視聴覚教材骨子を踏まえて作成方針及び具体的構成の検討を進めてきました。それが資料4の中学生向け視聴覚教材骨子（案）です。以下、それぞれ説明いたします。

まず、中学生向け視聴覚教材についての作成方針を説明いたします。

資料4の中学生向け視聴覚教材骨子（案）の作成方針を御覧ください。

簡単に御説明いたしますと、2の作成方針の二つ目の丸がありますが、そのとおり、中学生向け視聴覚教材はアニメーションにより映像化することとしています。その構成については、授業者が時間的・心理的負担なく、手軽に中学生向け教材を利用できるように、冊子版の教材の内容と連携・リンクさせるとともに、中学生に授業内容に興味を持たせ、学習効果を高めるようなものとする。それから、冊子版教材例から四つの柱である「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」、「司法」ごとに一つの題材を選定すること、具体的には、この場合は「ルールづくり」が二つありますので、そのうちの一つということになります。

それから、各題材を導入部分、問題提起部分、解説部分などの複数の映像チャプターから構成し、教員の指導計画や授業の進捗状況を生徒の理解度などに応じて教員が選択的に映像チャプターを使用できるものとする。映像の長さは、題材一つ当たり20分程度とすることとしております。

次に、この作成方針を受けて具体的構成について説明いたします。

資料4の2枚目を御覧ください。

四つの柱のうち「ルールづくり」については、「ごみ収集に関する町内会規約を作ろう」と「マンションのルールを作ろう」の二つの題材がありますが、後者のマンションについては、マンション住まいでない生徒も多数いることなどを配慮し、より一般性がある前者のごみ収集を映像化の題材に選びました。この題材は、ごみ収集場所をめぐる近隣住民とのトラブルを解決するため町内会規約を作ろうというもので、身近な住民同士のトラブル

と、その解決のためのルール作成を通じて社会生活におけるルールの意義及びルールの必要性、それを守る意義について理解することを学習目標としています。ここでは、トラブルの発生から町内会規約を作ることとなったところまでの問題提起、その後自分たちで作ったルールの評価の仕方を解説することなどを内容とする解説部分で構成されています。

なお、冊子教材のワークシートや資料を併用することで、問題提起部分の全てを視聴しなくとも生徒間の話し合いができるよう教材の構成を工夫することを予定しており、また、解説部分の視聴後に、生徒に自分たちが考えた町内会規約を評価させるという構成とすることも予定しています。

次に、「私法と消費者保護」では、身近な経済活動に対する関心を高めることを目的として、具体的事例を通して、契約の成立要件や、契約には法的責任があり、一旦成立した契約は守らなければならないこと、消費者保護の観点から例外的に契約を解消できる場合があることを理解することを学習目標としています。

この題材は、まず、身近な契約事例を映像化し、どの時点で契約が成立するのかなど、契約に関する基本的なことを生徒に考えさせる内容としています。そして、冊子教材にある四つの事例、購入したブランドの品が、その1として、別の店で安く売られていることを発見した事例、その2として、同じものを家族が買ってくれていた事例などの四つの事例を映像化しています。この題材は、四つの柱の中でもより多くの生徒が体験する可能性のある身近なテーマでもあることから、契約のイメージをつかみやすいよう具体的事例を多く映像化しており、問題提起部分と、その解説部分を3セット用意することで、授業の進行に応じ、教員によっていろいろな使い方ができるように映像化することを予定しています。また、契約の成立条件の解説では、契約が守られなければどのような社会になるかということイメージできるように映像を工夫する予定としています。

次に、「憲法の意義」については、多数決によって決めるべきこと、決めるべきではないことといった事例など、生徒の身近な例を通して、民主主義や国民主権、また基本的人権の尊重を理解することなどを学習目標としています。問題提起部分では、特定の人が政治の在り方全てを決められる場合、どのようなルールや法律が定められるかということ映像化し、その後の解説部分では、合理的なルールを作るための仕組みとして、民主主義や国民主権について説明をします。続く導入部分では、多数決の有用性を説明しつつ、問題提起2部分で、多数決は万能ではなく、多数決で決めてはならない物事もあるということ、身近な事例を映像化することで、生徒に考えてもらいます。

最後の解説3部分では、それまでの問題提起や解説のまとめとして、民主主義を実現するための政治の仕組みや基本的人権の尊重が定められているものが憲法であるということ、また、日本国憲法の意義などを解説することとしています。

最後に、「司法」についてですが、紛争解決手段としての裁判制度について、当事者の主張を裁判所がどのように判断するかということを考えていくことによって、司法の役割や裁判制度の意義と機能を理解することを学習目標としています。

まず、導入部分の映像では、当事者の話し合いでは解決できない場合、国家による紛争解決手段として裁判が用意されていること、その特徴について説明します。そして、問題提起部分では、冊子教材の事例から自動車事故を映像化し、どのような当事者の主張、裁判所の判断が考えられるか生徒に検討してもらいます。そして、解説部分では、民事裁判の仕組みのほか、刑事責任、行政責任について触れた上で、民事裁判との違いや検察官、弁護

人の役割を説明します。そして、最後のまとめとして、裁判員裁判の解説を映像化することを予定しています。

以上が、これまでの視聴覚教材作成グループにおける中学生向け視聴覚教材の構成についての検討結果です。中学生向け視聴覚教材については、今年度中の完成を目指して、本月下旬から業者による映像化作業が開始される予定となっておりますので、今後、本骨子案に基づき、作成を進めてまいりたいと考えております。

また、小学生向け視聴覚教材と同様、学校現場において、試作品を用いた試行授業を実施する予定としております。これらの過程を経て作成した教材につきましては、次回の協議会において、御報告させていただく予定としております。

中学生向け視聴覚教材作成の進捗状況については以上です。ありがとうございました。

小粥座長 ありがとうございました。

ただいま磯山委員から御説明いただきました中学生向け視聴覚教材の骨子案についてでございますが、何か御質問などございますでしょうか。

では、館先生、お願いします。

館委員 2 ページのところに「憲法の意義」のシナリオが書かれていまして、私が一応この「憲法の意義」の教材作成にも関わった関係で、ちょっと一言感想めいたことを言わせてもらいます。4 時間構成の授業の中で、一応今回作られる教材は中学校版の「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」という、このテキストの流れに沿って作られていくというふうに理解しているのですが、まず、それでよろしいでしょうか。

そうだとしますと、この「憲法の意義」の導入部分は、「ある王様が」という形では今回の場合はなかったのかなと思います。一番最初の法教育の冊子やテキストができたときに作られた内容は、確かにある国の王様が理不尽なことを決めることがあるよねということであったかと思うのですけれども、これから作ろうとするシナリオ、そして視聴覚教材が新しく改訂されたテキストに基づくものであったら、そのところが少し異なっているのかなという気がしています。あと、この教材の流れが、4 時間かけて憲法の意義、そして日本国憲法の意義につなげていくという構成になっている関係上、うまくその4 時間をつないでいかないとストーリーとしては完結しないなというところがあるんですね。そうすると、やっぱり 20 分という中でかなりうまいシナリオを作っていないといけないので、きっと難しい面があるのかなと感じています。

例えば、最初の教材の「ルールをみんなで決めよう」というところは、二つの事例のうちの一つを使うとかということは可能なわけですが、「憲法の意義」においては、どうまとめていくのかというのが、きっと今後シナリオ作り、そして実際の教材作りの段階で難しいものを抱えているなと思います。本当に感想でしかなくて申し訳ないのですが、特にテキストに沿うべきところはきちんと沿って作らなければいけないのではないかとの意見であります。

小粥座長 ありがとうございました。

特にテキストとの関係で、磯山先生、いかがでしょうか。

磯山委員 最初の御指摘については、どんな事例を映像化していくかというところで、今の御意見を参考にして進めさせていただければと思います。

2 点目の御指摘については、私の理解になりますが、基本的には 20 分しか時間がないので、ストーリーを重視するのがなかなか難しいと考えています。むしろ授業場面でここで

流したら効果的だろうというところをうまく切り取って映像化して、使うもよし、使わないもよしみたいな感じで作っていくしか方法はないと思っています。ですので、20分が一連のストーリーになるということは、恐らくないと思います。

館委員 了解しました。

小粥座長 村松先生、お願いいたします。

村松委員 館先生の感想に私も近いものを感じましたので、ちょっと確認をさせていただきます。先ほど憲法の話が出ましたが、元々テキストでは4時間構成になっています。この視聴覚教材は、4時間でやることを前提に、そのポイント、ポイントを映像化するというイメージなのか、それとも、視聴覚教材で1時間で授業をするというイメージで作られているのか。まず、それはどちらになるのでしょうか。

磯山委員 何とか4時間を使いやすくすることを考えています。やはり普及推進するという意味からいえば、一時間だけができても余り意味はないと思っています。何とか4時間全ての中で、ここで映像を使えば教材が使えるというものを作りたいと考えています。

今、特に「憲法の意義」が話題に上がっているのですが、悩みの種になっています。やはり第3時と第4時のどこを映像化するのがいいのかというのが、正直難しいところで、何かもし妙案がありましたら、ぜひ事務局に御連絡ください。

村松委員 そうすると、例えばルールづくりのところかというと、テキストは2時間構成ですので、授業は50分、50分の100分になると思うんですが、そのうちの20分程度は映像を流した上で、あとはみんなで考えたり教師がまとめをすると、そんなイメージを持っておけばいいわけですか。

磯山委員 そうですね。簡単に言えばそうだと思います。今、「憲法の意義」を例にして話したのでそういう説明になっていますが、必ず全ての時間でとか、何かストイックな考え方でやっているのではなくて、授業でここが効果的だということを選んでいけたらと思っています。

村松委員 業者さんとの関係もあるかもしれませんが、1教材20分と余り堅く考えなくてもいいのかなと思ったりしました。例えば私法の教材は、結構、知識的なところが入っているので解説が多いんだろうと思うんですね。解説をした上で、むしろそこで授業が終わるというパターンになると思うので、もしかしたら少し解説は厚目にしてあげた方が学校の先生は使いやすいのかもしれない。

一方、ルールづくりの方は、解説というよりも、できたルールを最後に評価したりするのは学校現場でやる話ですから、そういう意味では、映像が活躍する場面というのは相対的には少ないかもしれず、だったら映像は少なくともいいのかもしれないと思いました。

小粥座長 ありがとうございます。

これは、20分びったりとここで決めなければいけないようなものじゃないですよ。

千葉部付 そこは大丈夫でございます。

磯山委員 学校現場の先生から御意見もいただき、小学校版のときもちょっと難しいところでしたが、解説を厚くすると、やはり教員にとってはものすごく勉強になるのだけれども、実際に授業で使うのはどうなんだろうという状況になりやすいところがあります。なので、そのバランスがすごく難しいと思っています。

小粥座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

では、野坂先生、お願いいたします。

野坂委員 「私法と消費者保護」，「契約とは何だろう」のところ、本日の資料目録の方の視聴覚教材骨子（案），資料4の別添のところ、「どの時点で契約が成立したと言えるか、それは売り手と買い手の意思が合致した時点である」という言葉が出てきます。もちろん法的にはそれでいいんだと思いますけれども、意思の合致というのは中学校の生徒さんにとっても、あるいはひょっとしたら中学校の現場の先生方にとっても、かなりこなれていない、日常余り使わない言葉だと思われるので、中学校のレベルでここまで厳密にやる必要があるのかどうか。普通に、先ほどの小学校の教材ではそういう表現になっていたかと思えますけれども、「合意」というような言葉遣いでいいのではないか。多少厳密さは犠牲になるのかもしれないですけれども。

さらに、席上配布資料2の「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」の59ページのところに、意思の合致って、具体的に何と何が合致すればいいのかと。意思の合致という言葉を使うと、確かにこういう疑問なり質問が学校現場から出てきてもおかしくはないんだろうと思えますけれども、その解説が更に専門的になっていて、契約の重要部分、契約の要素について意思が合致する必要があるとあります。法律論としては確かにこれでいいんですけれども、ここまで踏み込んでしまうと、そもそも契約の要素、契約の重要部分というのは何なんだということについては、いろいろな考え方があり得るので、それは一つに決まるわけではないんですね。売買契約で言えば目的物と代金額だけが契約の要素だという考え方が確かに通説ではありますけれども、代金の支払期限であるとか目的物の引渡し期限であるとかも契約の要素であるとする条件期限一体説という考え方もあることあるので、ここまで専門的なところに踏み込まずに、お互いに自分は何をしなければいけないか、相手方には何をしてもらおうのかというところの合意ができるというのが契約であるというぐらいに漠然とさせてしまっただけではいけないのかなと。高校生ぐらいならば、これぐらいやってもついてこられるのかもしれないんですけれども、中学校でそこがどうなのか。中学校の先生方がどのような御意見をお持ちなのかというのは、ちょっと私も知らないで言っているんですけれども、その点はいかがなものなんでしょうか。

小粥座長 ありがとうございます。

これは、ここで何とかなるのでしょうか。磯山先生、いかがですか。

磯山委員 まだ話を始めたばかりですので、いただいた御意見を参考にして、また議論を進めさせていただきます。ぜひいただいた御意見を取り入れていけたらいいと思っています。前回の話し合いの中では、基本的にはいろいろな契約がある、そこは余り深入りしないで、売買契約の辺りにとどめておきたいというところまでは話していたと思います。

小粥座長 私から質問してよろしいですか。中学生向けの視聴覚教材の作成は、この教材作成部会の磯山先生と大山先生と櫻井先生の3人でやっていらっしゃるのでしょうか。

千葉部付 法的助言グループもおります。

小粥座長 法的助言グループは、千葉さんほか2名ということですね。

千葉部付 はい。

小粥座長 ということは、中学校の先生はここには入っていないのでしょうか。

千葉部付 そうですね。中学生向けの視聴覚教材につきましては、小中学生向け視聴覚教材作成グループの磯山先生、大山先生、櫻井先生と、法的助言グループのメンバーで中心と

なって議論を進めさせていただいて、また、適宜の段階で総監修の先生方にも御相談させていただきながら進めていこうというふうに行っているところでございます。

唐澤官房付 補足して申し上げますと、今、教材作成グループの委員の先生方の御経歴等は、現在の御経歴に限るものではございませんので、今までの教育現場での御経験を総合的に踏まえて御議論いただいているところでございます。

小粥座長 今後の作業の進め方について私、少し意見がございまして、野坂先生から御指摘のあった契約のところですけども、契約のケースを、視聴覚教材で具体例を作るのがとても難しいという認識を持っています。

というのは、大学の民法の授業で売買の例と申しますと、大概、商店で物を買うということになります。ところが、この設例では、一旦約束をした以上、約束は勝手に破ってはいけない、消費者は買った物を簡単に返品することはできないということになりますと、社会的実態にはうまく合いません。つまり、消費者が商店で買った物は、しばしば、「ちょっとこれ、調子が悪いんだけども取り替えてくれますか」と言うと、取り替えてもらえるからなのですね。このことは、「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」の59ページにも書いてあります。こういう事情もありまして、現実の世の中では、契約したから絶対守らなければいけないというのが当てはまる部分とそうじゃない部分というのがそれぞれあると思われまして、それだけに、基本的な契約のことを説明するための設例は、実は作ることが難しいというようなことがあると思うのです。

今申したことは一つの例でして、今後の作業の際、つまり、この視聴覚教材を完成させる作業をするときに、今のメンバーに加えて、できれば、私法のところであれば民法を専門とする大学の教員でありますとか、憲法につきましては教材になりそうな絵が思い浮かばないというお話がございましたけれども、恐らく憲法を専門とされる大学の教員であれば、授業のときに画像や絵を工夫していらっしゃる方々もあるだろうと思うので、教材作成に貢献できる方がいるように思います。教材作成作業の最初から最後まで大学の教員がそばにいても役に立たないかもしれませんけれども、手続の中にどこかで大学の教員を関与させることはできないかなとかということを考えているということなのですが。

唐澤官房付 今、貴重な御指摘をいただきましたので、今後の作成に当たりましては、その辺も踏まえながらまた進めてまいりたいと、このように考えております。

千葉部付 もう一点補足させていただきますと、先ほど中学校の先生が作成グループの方に入っていないのかという御指摘をいただきましたが、大山先生につきましては、今年の3月まで中学校の校長先生をされておられましたので、補足させていただきたいと思います。

小粥座長 すみません。ありがとうございます。

江口先生、お願いします。

江口委員 さっきの小学校のときも言いたかったんですけども、もう作ったからしようがないので、中学校の場合に、例えば聴覚障害の子だって裁判員裁判の裁判員にもなり得るわけだから、できるだけ字幕がメニューで選べるとか、何か工夫して入れていくというのが一つあるだろうと思います。

それから、アメリカの教材では、この教材を見て子供たちが合理的な意見を持ったら、それを受け入れて議論してくださいというのが大体なお書きで書いてあるので、それもうまく教材の中で工夫して生かす。要するにリジッドにAとBとの合致とかという議論を、確かに教材を作るときはやったんだけども、実際の場面が、相当、あれは何かそのまま

いいのかという気になるときもあったので、その辺りの何か教材の工夫みたいなものを作ってみたらどうですかというのが2点です。

千葉部付 すみません。字幕の件に関しましては、今見ていただいたものは字幕なしで流させていただいたんですけども、そういった字幕を付ける形も選べるように対応しております。

小粥座長 太田先生、お願いします。

太田委員 江口先生の御質問とちょっと関連するのですが、民法の原則と消費者保護とは相当ずれていますので、一つにまとめ得るのかなと心配があります。例えば、契約の成立の要件は「意思の合致」ですが、中学生や一般人でも、「じゃ、自動販売機にコインを入れたとき、どこに誰と誰の意思の合致があるのですか」とか疑問に思うでしょうし、あるいは、「インターネットで物を買うときに、どこに誰との意思の合致があるのだろう」と疑問を持つかもしれません。そのような質問が先生に向かって来たとき正しく分かりやすく答えるのは実は大変ではないかと思えます。あと、消費者契約は約款でほとんどがなされているわけで、そういうときにクーリングオフとかが入っていますが、これは民法の原則とは別物です。ところが、中高生の購買活動は多分今ではネットショッピングの方がほとんどで、店に行って値引き交渉をして合意した上で買うなどということはないのではないかと思います。私法の原則を説明した途端に、大抵の取引はそれとは異なると言わなくてはならなくなるので、どういう教材にするかが難しいと心配しております。

小粥座長 おっしゃるとおり、私も難しい面があると思っているのですが、この骨子をベースに、これから具体化する過程で考えるということになるのでしょうか。

磯山委員 「私法と消費者保護」は、一応重点を置いているのは、あくまでも私法の方にどちらかという重点を置いています。正しい契約ってどういうことかということ、やはり今の中学生、子供たちが理解できていない状況にあります。そのような中で、どちらかという従来型の教育では、消費者保護ってこうだからという話が結構メインになりやすかったんですけども、法教育としては、正しい契約ってこういうものという理解を大事にしたいというのがあります。

実際、私も、この教材を使って何度も学生が授業をしているところを見てきています。確かに先生のおっしゃるとおり、消費者保護について最後説明していくんですけども、そこが非常に難しく課題になっていると思っています。

小粥座長 ありがとうございます。

貴重な御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。今後は、この骨子案をもとに中学生向けの視聴覚教材の具体化の作業を進めていただくこととさせていただきたいと存じますが、あくまでも骨子ということで、これをもとに磯山先生を中心に具体化していただくということにさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、高校生向けの教材の作成状況についての話題に移らせていただきます。

高校生向け法教育教材につきましては、資料5の骨子を踏まえて、教材作成部会において鋭意作成に向けた検討が進められております。

それでは、本件を御担当いただいている橋本先生から御説明をお願いしますでしょうか。

橋本委員 よろしくお願いたします。

それでは、高校生向け教材執筆グループにおける教材作成の進捗状況について御報告いたします。

お手元に資料5と、席上配布資料3を御用意ください。

高校生向け教材執筆グループにおきましては、前回の協議会で御了承いただきました資料5の教材骨子に基づきまして、グループでの協議を行いつつ教材案の執筆とグループの委員による試行授業を実施してまいりました。本日は、現時点での教材案について席上配布資料3に沿って御報告をいたします。

まず、高校生向け教材作成の目的は、資料5の骨子にありますとおり、教材例を活用した法教育授業を通じて、高校生が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるよう促すことにあります。

続きまして、教材の構成について御説明いたしますので、席上配布資料3の1枚目の目次を御覧ください。

第1で総論として法教育についての概説を置いております。また、第2以下で各論として、この教材で学んでもらいたい内容を、①ルールづくり（ルールの在り方を考える）、②私法と契約、③紛争解決・司法の三つのテーマに分け、それぞれに総論を置くとともに、使用する教員にとって自由度の高い教材とすべく複数の題材例を記載いたしました。

なお、第1の総論には学習指導要領との関係についても記載する予定であります。また、法教育になじみのない教員であってもスムーズに法教育事業を実践できるよう、各テーマの一つ以上の題材例において詳細な指導計画を提示する形式としました。目次のうち黒丸数字を付している題材例が、この詳細な指導計画を記載した題材例になります。これらの詳細な指導計画を提示した題材例については、全て現職教員である教材作成部会委員が高等学校において試行授業を実施し、生徒の反応や話合いの状況などの結果を踏まえ題材例の修正を行いましたので、併せて御報告をいたします。

それでは、教材の詳細について御説明いたします。

まず、この教材を作成するに当たりまして目指したことは、学校現場で使っていただきやすい教材とすることになります。例えば1ページ以降の「総論」では、冒頭に法とは何かについて平易な言葉で説明した上で、現在の高校生を取り巻く環境について記載し、高校生に対する法教育の必要性について理解していただけるよう工夫しています。

続きまして、三つのテーマごとの詳細について御説明いたします。

まず、目次の第2、「ルールづくり（ルールの在り方を考える）」では、誰かの自由が他者の自由と衝突している事例や、関係者間で利害が対立している事例などを設定いたしました。その上で、生徒がそれぞれの当事者の立場に分かれて意見を主張し、その後、異なる意見を調整して合意形成を行う、あるいはその紛争状態を解決するためのルールを作成するなどのロールプレイ型の授業案を提示しております。授業を通じまして法やルールの必要性を実感するとともに、その作成過程や、その内容を検討する際に留意すべき点などについての理解を深めることができる内容としています。

ルールづくりでは、五つの題材例を作成しています。一つ目は「合意形成を図ろう！～どこに橋を作るべきか～」という題材です。この題材例では、世界遺産候補地である離島における橋の建設問題において関係者間で利害が対立している事例を基に合意形成を行う過程を体験し、その際の留意点について学ぶことのできる内容としています。

二つ目です。「海水浴場の利用ルールを作ろう」という題材ですけれども、この題材例では、海水浴客によるマナー違反により地元住民らとの対立が生じている事例を基に、ルールの意義や、その作成過程や、その内容を評価する際の留意点について学ぶことのできる内容としています。

三つ目、「新たなルールを考えよう」という題材例では、架空の法律のない村を設定し、そもそもルールがない場合にどのような問題が生じ得るかを検討する中で、ルールの意義について学ぶことができる内容としています。

四つ目、校則の策定を通じて法の原則・例外について考えるという題材例では、生徒にとって身近な校則について取り上げ、ルールにおける例外の必要性、許容性について考えることのできる内容としています。

五つ目、「電車車内の利用に関するルールを考える」という題材例では、電車内で問題となり得る事柄をめぐり、どこまでをモラル、マナーに任せ、どこからをルールとして定めるべきかという点から検討することで、ルールの必要性、意義についての理解を深めることのできる内容としています。

また、一度作成したルール、法についても、社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため、既存の法やルールの修正の要否、内容を検討する必要があることについて学ぶことができるよう、「ルールの在り方を考える」として三つの題材例を作成しています。

一つ目、「大学入試の『女性枠』について考えよう」という題材例では、大学一般入試において女性枠を採用した架空の大学の措置について、データ資料を基に導入理由を考察したり、その措置が公正であるかなどについて考えることで、社会情勢の変化に応じた既存のルールの修正の是非について学ぶことができる内容としています。

二つ目、「『女性議員の定数』について考えよう」という題材例では、女性議員定数に関する法律案の是非について検討することで、平等という価値の意義や政治分野における男女共同参画についても考えることのできるような内容としています。

三つ目、「制服着用に関する校則の見直し」という題材例では、既存のルールの見直しを通じ、ルールの在り方を考えるに当たっては目的と手段の比較衡量が必要であることなどについて学ぶことができる内容としています。

次に、第3「私法と契約」ですけれども、ここでは、契約は人々の生活を豊かにするものであることを前提に、契約の基本的な考え方である契約自由の原則や、その例外について学ぶことができる内容としています。

具体的には、「契約とは何か」という題材例では、昔話の桃太郎を用いて桃太郎と猿との間の契約について考えさせ、その後生じたトラブルを検討させることで契約の基本的な考え方について学ぶとともに、コンビニでのアルバイトの事例を用いて契約自由の例外についても学ぶことのできる内容としています。

また、「無料アプリと契約」という題材例は、高校生にとって身近なスマートフォンの無料アプリケーションのダウンロードを通じて契約について考えさせる内容としています。

最後に、第4「紛争解決・司法」においては、具体的な紛争を、裁判事例を通じて司法の意義を理解させるとともに、第三者の立場で紛争当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理し、更に、これに対する自分の意見を形成した上で紛争解決策を考えるという一連の流れを体験させることにより、紛争解決に必要な法的な見方、考え方を養うことを主眼としています。具体的には、民事分野においては民事裁判の題材例として、津隣人訴訟

をモデルとした架空の民事紛争事案を裁判官の立場から検討させる「民事紛争解決」、民事調停の題材例として、生徒が当事者役や調停員役に分かれ、それぞれ主張や解決策を検討させる「焼肉店とカフェ店」という題材例を作成しています。これらの題材は、当事者のみによる話し合いでは解決できないような紛争について、第三者の視点で解決策を検討することで、紛争解決について必要な資質、能力等を身に付けさせるとともに、紛争解決機関としての司法の役割を理解させることを目標としています。

また、刑事分野に関しては、生徒自身が模擬裁判の経験を通じ裁判員裁判への関心を高めることができるよう、被告人が犯人であるか否かが争点となっている架空の強盗致傷事件に対する裁判を扱う「刑事模擬裁判」の題材例を作成しているところです。

このほか、授業の一場面を取り上げたり、授業のアイディアとしてもらえるような教員向けの読み物としてのコラムも作成しているところです。

最後になりますけれども、高校生向け教材につきましては、今年度中の完成を目指し、引き続き執筆原稿の修正を重ねつつ、11月下旬には冊子デザインも含めた最終原稿を確定させるスケジュールで今後の作成を行うこととし、次回の協議会においては完成報告ができるよう、部会において更なる検討を進めてまいりたいと考えているところです。

高校生向け教材作成の進捗状況については以上になります。ありがとうございました。

小粥座長 橋本先生、ありがとうございました。

ただいまの高校生向け教材につきまして、御意見などございますでしょうか。

先ほどの中学生向けの視聴覚のところで申しましたけれども、こちらについてもぜひ大学の、例えば憲法、民法等、あるいは訴訟法の研究者が少し関与する、そういう機会があった方がよいのではないかという感触をもっております。

村松先生、お願いします。

村松委員 解説のところで、できれば個々の教材がどのような資質、能力の育成を目指すのかというところを触れていただくと、学校の先生は新しい公共との関係で位置付けやすいのかなと感じました。

小粥座長 ありがとうございます。

江口先生、お願いします。

江口委員 橋本先生もずっと教育をやっていたから、小学校、中学校とちょっと違うところは、高校の先生方は結構独立独歩でやっているから、この教材をどういう形で生かすのかというのをちょっとまじめに議論しておかないと、ほとんど高校の学校の先生方は「いや、知らん」とかと平気で言う先生ですから、その辺り、ちょっと小中とは違うレベルで、これを生かす。例えば教員養成に関わって使うとか、何かそういう工夫をしないと、これはただの本当にペーパーにならざるを得ないところもあるので、気を付けてほしいと思います。意見ですけれども。

小粥座長 ありがとうございます。

橋本先生、お願いします。

橋本委員 今、村松先生の御意見、江口先生の御意見とも、同じことを多分意味されているんだと思うので、恐らく新しい学習指導要領の環境の中で、どのようにこの授業が位置付けられるのかとか、具体的にどの単元等で使えるのかとか、より明確に示していく中で、ある意味一人よがりな教材ではなくて、指導要領にも十分対応できる教材だということを示していくということと、併せて今回、新学習指導要領は資質、能力の育成を重視していま

すので、その関係についても記述していくということにしていきたいというふうに思います。

小粥座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

太田先生、お願いします。

太田委員 蛇足的なコメントを三つほどですが、一つ目は「焼肉店とカフェ店」の項目です。

「嫌煙紛争」と書いてあるのですが、たばこ訴訟等で「嫌煙権」という言葉はもう定着したものだと思います。こちらは焼肉店の煙ですから、ちょっと同じ嫌煙という言葉を使うのは若干違和感がある気がしました。

それから、二つ目は女性枠のトピックの部分です。東大の担当副学長が今、各学部の教授会を回って、女性の教員を増やす方向で積極的に資料を出しながらキャンペーンをやっています、そういうものも少し参考にされると面白い話題になるかもしれないと思いました。

三つ目は、後ろの方に刑事裁判関係のところがありますが、見たところ、これはものすごく難しそうで、供述調書だとか起訴状とか本物風のものが出てきます。これは高校の先生にも容易に使いこなせるのでしょうか。

小粥座長 ありがとうございます。

橋本先生からお返事はございますでしょうか。

橋本委員 前者二つについては御指摘をいただきましたので、またこちらで引き取らせていただいて考えさせていただければと思います。三つ目の点については、確かに先生御指摘のとおり、司法を非常に得意とされる一部の先生が実際に授業を作られて、実際に自分の知り合いの学校現場で授業をされているというところが実情で、汎用性があるかどうかという問題もありますので、幾つかの学校で実践する中で、より汎用性の高まるような教材にブラッシュアップしていくということは重要じゃないかなというふうに思います。

小粥座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。

時間のないところで申し訳ありませんが、私、また別の感想がございまして。法教育教材は、法教育に熱心な高校の先生方が中心に作っているだけあって、法に対する愛情が強いのですが、ときにそれが過ぎるような気がしないでもないのです。法というよりはルールに対する愛情かもしれませぬ。と申しますのは、例えば海水浴場のごみ捨てルールをどうやって作るかという設例を教材にしますと、これでルールを作れということになれば、生徒たちからは、例えば利用者がごみ袋を持参すべきであるとか、何やら細かなルールを提案する子供たちが多くなるような予感がしないでもありません。しかし、海水浴場のごみ問題を解決するためには、お金を出して掃除の業者を雇うとか、つまり人々の行為規範を細々と設定するようなルールは作らない解決というものもあると思うのです。あるいは電車の優先席の利用など、どちらかといえば法の世界ではなくてマナーなり道徳の領域に属するような設例を用いるときにも、同様の懸念がございまして、細かな規則を作るのが好きになり、それが法教育なのだというような誤解を持たれないように、法教育の究極の目的は違うところにあるようにも思いまして、その辺りの御配慮をぜひお願いしたいというお願い、感想でございます。恐れ入ります。

小栗先生、お願いします。

小栗委員 高等学校の学習指導要領の解説を今作成中でありまして、今後公表されますと書きぶりも変わってくるかと思うんですけれども、65ページの「私法と契約」の題材例2や、53ページの「私法と契約」の題材1など、教科等のところに複数の教科、科目が書かれています。いずれもその内容を学習する科目だと思うんですけれども、同じ指導案でどの科目でも使えますよといったメッセージが出ると、科目それぞれの目標もありますので、ちょっと難しいかなと思うところがあります。多分、学習指導要領の解説を御覧になっていただいて適切に対応していただけるものと思っているんですけれども、よろしくお願ひしたいところです。

それから、もう一つは、ちょうどこの冊子が世に出る時期が、今の学習指導要領と、それから次の学習指導要領の移行期に当たると思うんですけれども、せっかく出されるものなので、今の学習指導要領でももちろん大丈夫ですし、次の学習指導要領でも使えますよ、というメッセージが強く出るようにしていただけると、高等学校の現場にとっても価値のある資料になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

小粥座長 橋本先生、お願ひします。

橋本委員 今の小栗委員の御指摘ですけれども、恐らく指導案については、当該の一部の教科の指導案という形で示されまして、恐らくそれ以外の教科の扱いについては別の、例えば指導案の後ろに、こういう教科ではこの授業を扱えるけれども、その場合はこういうふうな授業の流れが想定されるという簡単な記述になると思うのですが、それは教科間の違いというのを意識した形で示していく必要があるだろうというふうに思います。

小粥座長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。

これまでの先生方の御意見を拝聴する限り、高校生向け教材につきましては、引き続き橋本先生に今日の場での御意見を踏まえて作成を進めていただくということでよろしゅうございますか。

それでは、引き続き橋本先生、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、以上で議事の(1)を終えたことにさせていただきます。

続きまして、議事の(2)法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等についてという議題に入りたく存じます。

冒頭、まずは、前提となる法務省等におけるこれまでの取組状況について、少し事務局にまとめて御説明をいただくような形で進めさせていただきたいと存じます。

それでは、唐澤官房付からお願ひできますでしょうか。

唐澤官房付 それでは、ごく簡単に、まずこれからの御議論の前提として御説明申し上げます。

まずは配布資料6を御覧ください。法務省の取組についてでございますけれども、法務省のホームページに掲載された法の日イベントについて、説明させていただきます。資料6の1ページ目の下、赤枠で囲っておりますが、例年10月に行っている法の日フェスタで模擬裁判のイベントを実施しています。法教育と大きな関係があるところでございます。資料6は以上です。

続きまして資料7でございますが、資料7は、6月15日に政府において取りまとめられた、いわゆる骨太の方針でございます。この資料7の45ページ、上から5行目に法教育の推進という言葉が明記されております。政府としても十分に取組んでまいりたいということでもあります。

続きまして資料8についてです。現状として、やはり成年年齢の引き下げについての改正民法が可決成立したということが法教育の後押しともなっております。資料8の下の方に黄色くラインを引いておりますが、第一義的には消費者教育という場面ではありますけれども、法教育も連携して取り組んでいくことが求められているといった状況でございます。

以上を、法務省、それから政府の法教育の普及・充実に向けた取組として御紹介させていただきます。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、今後の短期的・中長期的な取組の在り方について、事務局から説明をいただきます。

唐澤官房付 それでは、私から、席上配布資料の5に基づき御説明いたします。最後、ここにも十分な時間をとって、委員の先生方に御議論いただきたいと思っております。

先ほど、これまでの法務省や政府の取組を申し上げました。そのような取組も踏まえながら、今後、我々としてどのような取組ができるのかということで、資料は一番最後に付けさせていただいておりますが、大きくは1の短期的な取組、それから2の中長期的な取組と、この資料では分けさせていただいております。

申し遅れましたが、この資料は、事務局の作成した飽くまで議論のたたき台でございます。ここに縛られる必要はないので、今後どのような取組が必要なのかということをご自由に御議論いただければと思います。

たたき台を作りました事務局として若干の御説明を申し上げたいと思っておりますけれども、これまででは、おおむね教材の作成に注力して取り組んできたところでございました。今後は、今日も御議論いただいた、残る教材の作成ももちろんですが、その先、では、その教材等を使ってどのように学校現場で活用していただくのか、授業をやっていただくのかと、その方がより大きな課題となっていくと思っております。

丸の一つ目は、充実した法教育授業の実践のための取組として、例に、教員向けの法教育研修等を挙げさせていただきました。教材が充実してまいれば、今度は実際の現場の先生方に対する研修を行うことによって、より周知を図り活用していただくと、こんなことが考えられるかなと思われました。

二つ目の丸は、実践状況の把握ということを書かせていただいております。これは、現場のいわばアンケートのようなものを念頭に置いたものでございます。教材もできて、しばらく回り始めると、そこで新しい問題点というのが見えてくると思っております。その問題点を今度はどう把握し、吸い上げ、また次に向けて展開していくか、そのような観点で二つ目の丸を書かせていただきました。

三つ目の丸は、それにも関連するのですが、法教育の周知や広報、これをどのように行っていくか。例としてはホームページの活用等も考えているところでございます。

2は、中長期的な取組として、一つ目の丸は、モデル校をどこかにお願いし、そこで更なる推進を図っていくということも考えられるかなと。

二つ目の丸としては、これは先ほどの1の二つ目の丸とも関連するんですが、それまでの実施状況をアンケート等によって十分に把握した上で、更に今後中長期的には、より教材を良いものにブラッシュアップしていく、改訂していくということが考えられるのかなということでございます。

いずれにいたしましても、この資料は飽くまで事務局作成のたたき台でございますので、

これにとらわれることなく、残りの30分間御議論いただければと存じます。

小粥座長 唐澤さん、どうもありがとうございました。

最初の小出部長の御挨拶にもあったとおり、大局的な御意見をぜひということでしたので、ぜひ先生方には今後の取り組むべき事項等について積極的に御意見を出していただければ幸いです。

これ、1、2を区切らなくてもいいですかね。事務局のメモでは、一応短期的な事項と、それから長期的な事項を区別してございますが、これにとらわれず、今後取り組むべき事項等々につき、ぜひ御意見を賜りたく存じます。よろしく願いいたします。

岩崎先生、お願いします。

岩崎委員 私は学校現場におりますので、学校現場の印象で申し上げさせていただくと、私は法教育がとても大事だと思っています。私の大ざっぱな考え方ですけれども、やっぱり考え方であるとか、判断力であるとか、問題を解決する力であるとか、そういうものを国民に等しくやっぱり身に付けさせていかなければいけない、そういう市民を育てていかなければいけないというところが、私はとても重要だと思っていますけれども、学校現場の一つ一つの教育活動というのは、何回か前にもお話ししたんですけれども、教員って、やっぱり本当に追われている現状があって、さっきちょっとお話がありました、実は中学校も似ているんですけれども、中学校、高校って教科担任制なので、一つの単元の内容を何学級も教えるんですね、同じことを1年間に。毎年教えていたりしますから、自分なりの指導の仕方って確立している先生が多い。つまり、もう毎年同じ授業内容も何回も授業して、毎年やっている先生というのが中学校、高校の先生にはいっぱいいる。

小学校の先生は、今年3年生の担任をやったら20年間やらないかもしれないですよ。例えば新規採用で入って、20年後に突然5年の担任を任されることもあるんですね。ということは、その1年間にやる全ての教科の全ての時間、膨大な時間数ですね。これが全て初体験の授業の先生って結構多いんですよ。そうすると、小学校の先生は自分なりのやり方が確立しにくくて、指導書とかを頼りにしないとやっていけないんですよ。全部の授業を自分で一から授業作りしていたら、もう徹夜しても授業の前に間に合わない。そうすると、やっぱり追われる状況があって、そういう教育活動の中で横断的に法教育に係る資質や能力をどうやって育てていくんだというところが、私はすごく苦慮しているんです。

先ほど御質問したのは、どこでやるんですか、多分特活でやるんだろうなと思ったんですけれども、御質問したところは、子供の頭の中とか考え方は教科で分かれていますから、生き方にダイレクトに骨太というんですか、根本的な考え方、細かいところは中学校、高校、小学校高学年でいろいろな知識とか現実の事象とかが関わり合って枝葉で広がっていくと思うんですけれども、法教育に係る考え方とか判断する力とか、解決する力の根本のところって変わらないと思うんですね、根本的な資質、能力というんですかね。それはやっぱり小学校の中学年ぐらい、私は中学年が本当はいいかなと思いますけれども、教科ということではなくやるとしたら、これはもう特活になっていますけれども、そういうところからしっかり育てていかないと、どうしても知識とか技術の方ばかりに子供も行ってしまおうというか、飽くまでも、しっかり考えたり、判断できる市民を育てていかないと、というところが元だと思しますので、ぜひそういう作戦を練っていただきたい。また忙しい先生方が使いたくなる仕組みというんですか、そこはみんなお悩みのところだと思いますけれども、よろしく願いしたいと思っています。

小粥座長 ありがとうございます。

これはとても難しい問題だと思いますけれども、現場の小栗先生から何か御感想などございますでしょうか。

小栗委員 現場をもう離れて早5年たつので一昔な感じもあるんですけども、岩崎先生がおっしゃったように、法教育はとても大切だと思っています。私が教員を離れる5年くらい前に、一生懸命やってよかったなと思ったことがあって。そんな話でもいいんですか。

小粥座長 はい。

小栗委員 きまりの意識は何だろうかということ中学校の公民の最初の頃に学習するところがあります。いろいろな法律を取り出して、例えば男女共同参画法とかを取り出して、グラフがだんだん変わっていった、つまり世の中が変わっていったということを見せたりして、幾つかの法律について勉強したときに、「じゃあ、きまりって何なんだろうね」と尋ねたら、「きまりは自分たちの人権を守るためにあるんだ」ということを子供たちが具体例を基に気付いたということがあって、きまりは自分たちが作るし、変えていくこともできるんだということが分かると、不思議ときまりを守ろうとするんですね。

道徳の調査があって、「なぜきまりをあなたは守ろうとするんですか」という問いに対して、道徳の調査だったんですけども、「社会の時間に教わりました」というふうなことを答える子供が多くて、「先生は何を教えたんですか」ということを尋ねられたことがあって、気が付くのはそこしかないで、それかなという話をしたんですけども、きまりは何かなということが分かると、きまりを守ろうということにもつながっていくと思うので、そういった学習ができるような教材になっていくと面白い展開が見えてくるんじゃないかなというふうに思います。

小粥座長 どうもありがとうございます。

岩崎委員 付け加えていいですか。私、東京都にいたとき道徳を担当していたので、今のお話、素晴らしいなと思ったんですけども、私、日本って道徳教育というのがあるじゃないですか。これはこれでいいんですけども、例えばここで一つ、ちょっと道徳だけでは完結できない問題というのがあると思うんですね。

例えば道徳の正直・誠実という内容項目があるんですけども、例えば過失でガラスを割っちゃった、こっちは万引きをしちゃったという場合の、その万引きをしちゃうか、しちゃうかないかというのは善悪の判断という道徳の内容項目に関わるんですけども、問題はしちゃった後、過失でガラスを割っちゃった後の話です。正直に割ったこととか万引きをしたことを言えるのかというところが、正直・誠実の内容項目なんですけれども、そこで読み物を大体読みますよね。そうすると、もう言わないことがつらくて苦しくて、何か悪夢にうなされる子供とか、そういうのが書いてあるわけなんです。結局、苦しい、つらい、言わないことの方が苦しい。最後にやっぱりちゃんと言おうと決意する物語が多いんですけども、子供たちに話し合わせて、最後大体教師が言うのが、やっぱり自分の中に良い心と悪い心があって、やっぱり隠せない。自分が自分を裁くというか、人間の生き方みたいなものが道徳ですのであるんですけども、じゃ、実際に子供に本当に聞いてみると、本当に言えるかと聞くと、「いや、先生、一か八かだ」と。言ったら叱られる、言わなくて後で見付かったらもっと叱られる。でも、もっと叱られるかもしれないけれども、言わないと叱られずに済む。その一か八かというか、じゃ、現実問題として、本当に言わなければいけないのかどうかという問題が出てくる。

すみません。例え話として良かったかどうか分かりませんが、やっぱり私、法教育に関わる資質や能力を確実に育成していくってすごく重要だと思うんですけども、今のやっぱり学習指導要領とかカテゴライズされているものの中では、ポジショニングがすごく難しい面はあるかなと思っているんですね。知識として学年の段階を追ってやっていくのは社会科の公民的な内容でやっていけると思うんですけども、やっぱりそれだけでいいのかなとか、市民としての資質や能力を育てるという意味ではどうなんだろうというところをすごくふだん、すみません、長く話してしまって。疑問に思っています。小粥座長 ありがとうございます。

太田先生、お願いします。

太田委員 今話を聞いていて、僕なんかよりも佐伯先生の方が詳しいと思いますけれども、気になったことを申し上げます。悪いことをしたら、それを自白しないといけないというような道徳とか倫理的な説明になっている気がします。それはそうかも知れませんが、法律的に考えれば、被疑者や被告人には自己負罪拒否特権とか黙秘権が認められています。自白しないと悪い人だという考え方で正面から抵触します。でも、自己負罪の恐れがあるとして証言を拒否したり、逮捕されて黙秘権を使うのは、正当な権利の行使です。正当な権利の行使をしたから悪いやつだ、という推論は法的には成り立ってはいらないはずで。教材の扱いは、そこら辺りが諸刃の剣のところがある気がいたしました。

あと、別の話題になるのですが、実施状況の把握という項目がございます。高校等ではどういことがなされているか全く知らないので無知をさらけ出すんですけども、大学の場合は授業評価というのがありまして、学生たちが学期の終わりに、先生の授業は面白かったとか、眠かったとか、雑談が多かったとか、そういうものも評価されるんですね。実施状況の把握も重要ですが、それだけでなく、むしろフィードバックを入れる方も重要なと思います。学校の先生方も、フィードバックがあった方がやる気が出るかなということを感じました。さらに、生徒さんの方からの授業評価を中高でやっているか僕は知らないのですが、もしやっていないんだとしたらやった方がいいかなとも感じました。

小粥座長 ありがとうございます。

今の御意見は、今後の調査に関係することですね。恐らくまた今後も調査が必要になると思うのですが、その際に、太田先生の御意見は、児童生徒からのフィードバックを。

太田委員 両方ですね。

小粥座長 両方といいますと、先生も。

太田委員 はい。この教材による授業に対する生徒による評価と、この教材を使った上での使いやすさとか問題点とかの先生方からの評価の両方です。要するにCS（カスタマー・サティスファクション）をする必要があるという趣旨です。

小粥座長 今後あり得るべき調査の際は、その辺りに注意をした方が良いという御助言と承りました。ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。

野坂先生、お願いいたします。

野坂委員 2点ほど。皆さん方の御意見をお伺いしたいというところが大きいんですけども、まず席上配布資料5の短期的に取り組むべき事項の1番目に、法教育研究実践のための取組として、例えば教員向けの法教育研修等というふうにございます。これは大事なことだとは思いますが、問題は、法教育研修というふうに言ってしまうと、御参加いただける

先生方が必ずしも多くない。

例えば、毎年、法務省さんが各地検で夏に教員研修を実施されておられると思いますが、10年ぐらい前は、福井も含めて、その中で弁護士会が1枠いただいていたので、そこで「法教育とはこういうものですよ」というようなお話をしていた時期もあるんです。が、自主参加なので、やっぱり刑務所見学とか、そういう形にしないと、だんだん参加者が年々減っていくというようなことが実態としてあって、現在では、福井も含めて、そういう施設見学をメインにしたような形で運用されているところが全国的には多くなっているかなというふうに思います。

日弁連の中でもよく話題にはなるんですけども、研修の場として、法務省さんが毎年夏に全国でやられているのは、一つの場として使えるとは思いますが、やはり多くの教員の方に御参加いただこうと思うと、余り堅いことばかりもやってられないので、施設見学とか、あるいは裁判所さんが御協力いただけるのであれば裁判傍聴とか、そういう形で客を集めて、と言うと言葉は悪いですけども、参加者が減らないようにしながら、その場を利用して、法教育に関する何かを一つでも入れていくということができないかなというふうには常々思っているわけですけども。「法教育とはこういうものですよ」というような、上から目線で講義をするような形のものというのは、余りよろしくないのかなというふうに思っていて、例えば、今、せっかくいろいろな教材を作っておられるので、その教材を実際に見ていただいて、弁護士が「ここの部分は法的にはこういうふうに考えるんです」というような教材についての解説的なことを行って、「こういう授業だったらちょっとやってみてもいいかな」というふうに思っただけのような形で夏季教員研修の在り方というのをブラッシュアップしていくことができないかな、というのが1点です。

2点目は、ちょっと中長期的な課題になりますが、先般、日弁連の法教育委員会の方で小学校向けの教材集というのを出版したんですけども、そのときに出版社の編集者の方から、法教育を普及していくためには、教育系の出版社の編集者としての目線で考えると、こういうことをちょっと考えていった方がいいんじゃないのというアドバイスがございました。今、福井とか茨城とか、その他いろいろなところで法教育研究会というのが地域・地域で活動してまして、そこでは大現場の先生方から「こんな授業をちょっとやってみたいんだけど」というような御相談があって、「それだったら法律家はこういうふうにこの問題を見るよね」というように、弁護士会の側が作った授業を御提示するという形ではなくて、こんな授業をやってみたいんだけどと言われてものについて弁護士がちょっとしたアドバイスを差し上げるというような形で活動しているところがほとんどだというふうに思います。それを横の連携なく各地・各地でやっているということではなくて、もうちょっと全国的な規模にしていくことを考えた方がいいのではないかと、いうふうに言われました。

消費者教育については、私はちょっとよく知らないんですけども、そういうものがあるんだというのが、その編集者の方のおっしゃりようで、年に一回全国のどこかで消費者教育研究会みたいなものがあって、全国各地から興味のある先生方が集まってこられるんだけども、現場の先生方の「こんな授業をやってみた」という実践報告が中心で、ここがうまくいかなかったとか、こうすればもっと良かったというような意見交換をして、そこで何らかのお土産を持って帰っていただく。もちろん社会科教育学会とか公民教育学会とかの学会はあるんですけども、やっぱり学会となるとかなり現場の一般の先生方につい

てはハードルが上がってしまうので、もうちょっと敷居を下げた上で、かつ、さっきの話にもつながるんですが、弁護士会が何かを提案するというような形ではなくて、むしろ現場の先生方がこういうことをやってみただけけれどもというような経験交流的なものというのがあったほうがいいのではないかと、こんなお話がありました。

日弁連の法教育委員会としても、年に1回やっている教員セミナーをそういう形のものに変えていけないかなというのは検討を始めたところではあるんですけども、現場の先生方から見て、そういうものはどうなんだろうということをちょっと御意見を伺いたいのと、実際にそういうことを仮に目指していくとすると、どんなハードルがあり得るのかということが我々にはちょっとよく分からないところがあるので、主に現場を経験された先生方から、ちょっと御意見をいただければというふうに思います。

以上、2点です。

小粥座長 ありがとうございます。

1点目は、地検の夏の教員研修で法教育を少しやってみてはいかがかという御示唆で、2点目は、現場の先生方の授業プランについて弁護士がコメントするような機会を全国規模で設けてはいかがかということでしょうか。2番目の方は、法と教育学会の個別報告がそのような形になっているかと思いますが。

野坂委員 そうですね。それは私もそういう認識なんですけど、出版社の側から言われたのは、そもそも学会という名前がついたら、もうそれだけで、現場の先生方は「これは俺が行くところじゃないな」というふうに思う方が多いんだというふうに言われましたので、そうなのかどうなのかということも含めて、ちょっと御意見を伺いたいということです。

小粥座長 小栗先生、お願いします。

小栗委員 私しかいないということですので、元教員ということでお話しさせていただければと思います。

実は私、栃木県からこちらに参りましたが、栃木県で公立学校の教員をやっているときに、毎年夏休みに、いわゆる法教育研究会の弁護士の先生方とセミナーをやっておりました。中学生を県内から募って、50名弱の子供さんを集めて模擬裁判のようなことを、お昼休みはそれぞれの弁護士事務所に出掛けて行って弁護士の仕事をちょっとかいま見みたいなことを毎年のようにやっていて、そのお手伝いに私も行っていたところなんですけれども、なかなか好評で、毎年のように定員いっぱい集まってやっていたようなところがあります。子供たちにはニーズはありそうだなというふうには感じています。

ただ、先生方は、私は中学校の教員だったんですけども、夏休み中は、まず部活動を指導しなければいけない。それから、保護者との面談が予定されている。それが終わると大体お盆になりますよね。お盆明けには、学校によりますけれども補習などが入ったりしていることもあって、なかなか時間を見つけて勉強会に行くことも難しいというのが現状だと思います。それから、なかなか出張に出づらいつつも学校によってはあるのではないかなというふうにも考えておりますが、先ほどは小学校の先生が教材が欲しいんだという話をしましたけれども、中学校もやっぱり優れた教材は誰でも欲しいもので、さっき映像資料ができるというふうに聞いて、20分だと、これがいいところだなと思っていて。残り30分あるわけじゃないですか。その時間に子供たちが話をして話し合いを深めて、最後、回答、講評みたいなことができるので、すごくPRしやすいなというふうに私自身は感じて先ほどお話を聞いておりました。これからの学習にぴったりの教材になるのではないかと

など、そういうものを実践発表したり、あるいはそれについて専門家の法律の視点から、教育の視点から、いろいろな専門家の方々が、こういうふうに使うともっと良くなるよみたいなことをお話ししてくれるような研修会があれば、参加する方も増えるかな、というふうには思うんですね。

小粥座長 ありがとうございます。

江口先生、お願いします。

江口委員 最初の頃は、例えばスウェーデンとかフィンランドとかを見に行きましたよね。それと同じような意味で、何かグローバルな論点が非常になくなってきて、ここの中の教育、この学校の教育ばかりやっているけれども、やっぱりお隣、韓国や中国はどうなっているんだろうとか、フィリピンは、例えば苦勞しているけれどもどんなことをやっているのかとか、そんな論点もどこかにあって、ちょっと千葉さんなんかきついかもしれませんけれども、ちょっと見に行くとかぐらいの気持ちで幅を広げてみて、研究の在り方を時代に合わせてリセットしていくというのは絶対必要だと思っています。最初の頃は楽しくて、もうみんな海外に行きたがったわけですから、そういう論点があれば、私はまた新しく活性化が出てくるんだろうと思っています。余計なことですけども。

橋本委員 今回、席上配布資料5が配られていますけれども、2番の中長期的なところの教員の負担軽減のところは、「教材改訂を含む法教育教材の一層の充実」と書いているところがあるんですが、やはり先ほど来お話がありましたように、中学校の先生は特に部活動で忙しくて、なかなか新しい教材作りというのは難しいし、小栗委員がおっしゃったように、どんな教材がどこで開発されているかもよく分かっていないという状況がある中で、良い教材を見つけていけば、それを実践していただけるということは間違いなくあるということだと思います。

そういうふう考えたときに、今回、高校の方の教材は公共も想定をした形で教材作りを進めてきているわけですけども、中学校の方の指導要領も改訂をされていて、法の支配とか個人の尊重とか、特に政治の学習の中では、これまでも重視されましたけれども、より一層重視される概念というのが出てきて、新しい指導要領の書きぶりに変わってきているところもありますので、現在の法教育推進協議会が作られている「法やルールって、なぜ必要なんだろう？」という、いわゆる中学生版の社会科の教材集というものも、やっぱり少しずつ新しい学習指導要領に対応した形で改訂していくということも必要で、それをまた積極的に、より使えるものだということを文科省の教科調査官に宣伝していただければ、良いのかなというふうに思っているところであります。

小粥座長 どうもありがとうございます。

村松先生、お願いします。

村松委員 幾つかあります。まず、短期的なところで言うと、一つ目の教員向けの研修について、今やるのであれば、やはり高校の教材ができるわけですから、ここは一つ高校の教員向けに注力・特化した形での研修会をやった方がいいんじゃないのかなと思いました。

先ほど江口先生からもあったように、高校の先生は独立独歩ですから、なかなかこういうものを手に取ろうと思わないところがあります。だけれども、新しい指導要領ができて、求める学力観が変わっていく中で、正に今、タイミングとしては非常にいいときなんだろうと思うんです。そこを前面に出して新しい指導要領と法教育の関係ということで研修会を打っていく。そのときには、法務省さんだけではなくて、文科省さんからも協力をいた

だいて、夏季教員研修のように文科省から各地の教育委員会に情報を流してもらって、教員の研修のような形ですのような企画があってもいいんじゃないのかなと思います。今であればそういう企画が通りやすいんじゃないのかなと思うのです。

それから、中長期的なところで言うと、江口先生がおっしゃるように、海外を見るというのは僕はすごくいいと思っています。法教育は、こんな感じだというある程度の完成形ができていますけれども、これで終わりではないんだと思うんです。どうやって深めていくのかということは大事で、日本で法教育を担っているプレーヤーはいろいろいますけれども、深めるというのは、この法教育推進協議会が一番できるところなのかなと思っています。そういう観点から、海外を見るということは大事だと思います。それから、我々が作ってきた教材について、その分野の専門の方々からお話を伺いたいと思います。公共の授業において、新しい指導要領では概念の深い理解というのが出てきているわけで、法教育が扱っている概念と、私たちが作っている教材について、専門家から見てこれでいいのか、別の見方があるんじゃないか、あるいはもっと深められるんじゃないかというお話を、それこそ勉強会のような形で伺えたらうれしいなと思います。この協議会にも専門家がたくさんいますので、例えば佐伯先生からお話を伺ってみたいなと実は思っております。

このように、広げる、それから教材を作っていくって使いやすくするということと、更に法教育の中身を深めていく、その両面をやるのが、やはり最終的には広がっていくことになるのかなと感じています。

小粥座長 どうもありがとうございました。

そろそろ時間も迫ってまいりましたので、もうお一方、お二方ぐらいと思いますが、岩崎先生。

岩崎委員 短く終わります。私、どうしても、頑張っている人とか関心の高い人よりも、現場でいろいろな先生がいるものですから、そのレベルで考えてしまうんですけれども、今、東京都を考えると、これは前も話しましたが、全ての小学校でまずやっているのが水道キャラバンの水道学習って絶対やっていて、水道局から人を派遣してきて、つまり小学校に水道学習の社会科の内容がありますから、そのときは必ず人を呼ぶんですよ。専門的な都の水道局でやる。

もう一つは、租税教育推進協議会ですかね。各都道府県にありますじゃないですか。各市に税務署がありますから、税務署が必ず派遣して、市の中のどこか一校は必ず租税教室をやるんですね。私の学校もおとしやりましたけれども、だから、ある意味教員を集めるというよりも、何か学校に出向いてどンドンやって、草の根的に広めていくのがいいかなと思って、そういうシステムをまた作っちゃえばいいかなというふうに思ったりして、すみません。

小粥座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、様々な御提案、御意見等を頂戴しまして、誠にありがとうございました。今後取り組むべき事項につきましては、本日いただいた御意見等を踏まえて、事務局において引き続き御検討いただくこととして、次回の協議会においても引き続き御議論を頂戴したいと存じます。

それでは、本日こちらで用意をいたしました議題は終了いたしましたので、先生方から何か

ございますでしょうか。

特段ございませんでしたら、本日の協議会はこれにて終了させていただきます。誠にありがとうございました。

次回につきましては、来年1月頃の開催を予定しております。具体的な日程につきましては、追って事務局から御連絡を差し上げます。

どうもありがとうございました。

—了—